



子育てハンドブック

[令和3年度版]



発行：御宿町保健福祉課

保健事業班：0470-68-6717

福祉介護班：0470-68-6716



第1章 妊娠中の支援

1. 妊娠がわかったら
 - 母子健康手帳交付……………P1
 - 妊婦一般健康診査……………P1～2
2. 妊娠中の相談
 - 子育て相談……………P2
 - 妊婦訪問……………P2

第2章 出産・育児

1. 赤ちゃんが生まれたら
 - 出生届……………P3
 - 出産育児一時金……………P3
 - 健康保険証……………P3
 - 子ども医療費助成事業……………P4
 - 低体重児出生届……………P5
 - 妊婦一般健康診査償還払い……………P5
 - 紙おむつ用ごみ袋支給事業……………P5
 - 出産育児祝金……………P5
 - 児童手当……………P6
2. 出産後の相談
 - 新生児・乳児・産婦訪問……………P7
 - 産後ケア事業……………P7

第3章 子どもの健康

1. 健康診査……………P8
2. 相談・教室
 - 子育て相談……………P8
 - 乳幼児相談……………P9
 - 歯科教室……………P9
 - つくしくらぶ……………P10
 - 夷隅特別支援学校の相談事業 ―なのはな相談室―……………P10
3. 予防接種
 - 定期予防接種……………P11～12
 - 児童インフルエンザ費用助成事業……………P13
 - 風しん予防接種費用助成事業……………P14
4. 各種助成
 - 高校生等医療費助成事業……………P15
 - 未熟児養育医療……………P15
 - ひとり親家庭等医療費等助成制度……………P15
 - 高校生通学定期券購入補助交付事業……………P16
5. 各種手当
 - 児童扶養手当……………P17
 - 特別児童扶養手当……………P17
 - 障害児福祉手当……………P17

第4章 認定こども園・病児保育

- 1. おんじゅく認定こども園……………P18
- 2. 病児保育事業……………P19

第5章 子育てのための施設等利用給付

- 1. 子育てのための施設等利用給付……………P20

第6章 子育て支援

- 1. 子育て支援センター
 - 子育て支援センター「たんぽぽ」……………P21
 - 子育て支援活動「お話玉手箱」……………P21
- 2. 児童館……………P22
- 3. 児童家庭相談……………P22
- 4. 御宿町虐待等防止ネットワーク……………P23
- 5. その他の相談窓口……………P23

第1章 妊娠中の支援

1. 妊娠がわかったら…

妊娠がわかったら、保健福祉課に妊娠の届出をしましょう。

母子健康手帳交付

保健福祉課に妊娠届出書を提出すると、母子健康手帳が交付されます。
この手帳は、妊娠中の記録、出産の状態、乳児期・幼児期の経過、予防接種の記録等が記入できるようになっていますので、大切に保管しましょう。

◆対象者：妊婦

◆届出場所：保健福祉課[3F] 保健予防係

＜必要なもの＞

*妊婦本人が来庁する場合

- ①妊婦の個人番号が分かるもの（通知カード 等）
- ②妊婦の本人確認ができるもの（運転免許証 等）

*妊婦以外が来庁する場合

- ①妊婦の個人番号がわかるもの（通知カード 等）
- ②届出者の本人確認ができるもの（運転免許証 等）
- ③委任状

※代理で届出をする方へ、妊婦さんに関するお話を聞かせていただきます。

それに伴い、後日電話や訪問をさせていただく場合もありますので、ご了承ください。



妊婦一般健康診査

疾病等に関する予防措置として、体の異常の有無を早期発見し、適切な指導をするための健康診査を委託医療機関で実施しています。（母子健康手帳 別冊の受診票をご利用ください。）

◆対象者：妊婦

◆利用回数：14回

～定期的な健診は必ず受けましょう～

妊婦健康診査は胎児の成長の状態や母体の健康をチェックするために定期的に行われるものです。
※実施時期は医療機関により異なります。※妊婦健康診査は14回程度が望ましい受診回数です。

妊娠週数	実施時期	検査内容
23週まで	4週に1回	①診察 ②腹囲、子宮底の測定 ③尿検査
24週から35週まで	2週に1回	④血液検査 ⑤血圧測定 ⑥体重測定
36週から出産まで	1週に1回	⑦感染症検査 ⑧超音波検査等 必要に応じてその他検査が行われます

※受診票に記載がある検査項目を実施した場合に、一定金額を上限として助成しているため、自己負担が生じる場合があります。また、受診票に記載がある検査項目以外を実施した場合も自己負担が生じます。



こんなときは、お申し出ください

*他市町村から転入された方へ

他の市町村で交付された妊婦・乳児一般健康診査受診票を御宿町のものとの交換いたします。

《必要なもの》①母子健康手帳 ②母子健康手帳 別冊 ③妊婦の個人番号がわかるもの
④届出者の本人確認ができるもの ⑤委任状（※妊婦本人以外の場合）

*里帰り出産等により千葉県外の病院にて妊婦健康診査を受診する方へ

病院と契約し、妊婦一般健康診査受診票を利用できるか確認するため、病院を受診する前に保健福祉課保健予防係までご相談ください。

契約できない場合は、申請することにより受診票の負担額を限度として支給します。（→P5）

2. 妊娠中の相談

健康診査の結果、妊娠高血圧症候群・妊娠性糖尿病等と診断され、生活習慣の見直しが必要な場合や妊娠・出産に関する不安や疑問等に対し、保健師・栄養士等のスタッフが応えます。



子育て相談

◆対象者：妊婦・児童・保護者・家族 等

◆内容：保健師・栄養士等による個別相談

◆方法：◎メール相談

相談専用アドレス：health-c@town-onjuku.jp

もしくは QRコード



◎電話相談

0470-68-6717（直通）

◎来所相談（事前予約制）

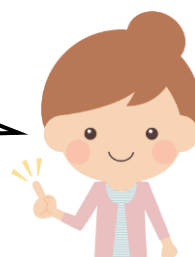


妊婦訪問

希望者には、訪問にて相談に応じています。保健福祉課保健予防係までご連絡ください。

【妊娠に関するお問い合わせ先】

保健福祉課[3F] 保健予防係 TEL 0470-68-6717



第2章 出産・育児

1. 赤ちゃんが生まれたら…

赤ちゃんが生まれたら、役場で手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

❁ 出生届

◆届出期間：生まれた日から14日以内（生まれた日を含む）

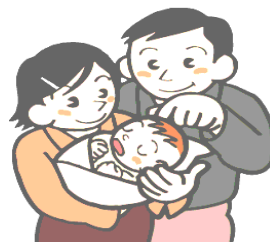
◆届出人：父または母

◆届出地：父母の本籍地、父母の住所地、出生地

《必要なもの》①出生届（出生証明書）1通

②母子健康手帳

③印鑑（届出人のもの）



【お問い合わせ先：税務住民課 住民班 Tel0470-68-6695】

❁ 出産育児一時金

◆対象者：国民健康保険加入者のうち、産科医療補償制度を導入している医療機関で妊娠12週（85日）以降に分娩した方

◆支給金額：1児ごとに42万円

※原則として出産育児一時金が、医療機関に直接支払われる仕組み（直接支払制度）となっていますので、手続きについては、出産予定の医療機関にお問い合わせください。（国民健康保険以外の健康保険加入者は、お勤め先にお尋ねください。）

※直接支払制度を導入していない医療機関の場合、受取代理制度を利用することができます。

【お問い合わせ先：保健福祉課 医療保険係 Tel0470-68-6717】

❁ 健康保険証

生まれたお子さんが国民健康保険に加入する場合は加入の手続きが必要です。

※国民健康保険以外の方は、お勤め先にお尋ねください。

◆対象：生まれたお子さんが国民健康保険に加入する場合

《必要なもの》①印鑑

②申請者の本人が確認できるもの（運転免許証 等）

③申請者と配偶者の個人番号がわかるもの（通知カード 等）

【お問い合わせ先：保健福祉課 医療保険係 Tel0470-68-6717】

🌸 子ども医療費助成事業.....

出生から中学校就学中（特別支援学校小学部・中学部を含む）の子どもの医療費を助成する制度です。通院1回又は入院1日あたりの自己負担は、町民税の課税状況により、無料もしくは300円となり、調剤は無料です。

◆対象となる子どもおよび医療費

- ＊対象となる子ども：中学校3年生までの子ども
- ＊対象となる医療費：医療保険が適用される医療費

◆申請手続き

税務住民課への出生や転入の届出がすんだら、保健福祉課で助成申請をしてください。（助成申請は、受給券の交付を受けるためのものです。）

＜必要なもの＞①印鑑

- ②健康保険被保険者証
- ③個人番号のわかるもの（通知カード 等）
- ④申請者の本人確認ができるもの（運転免許証 等）
- （⑤転入の場合は、保護者の所得状況等が確認できる書類）

⚠️ ご注意！！

受給券は、毎年8月1日に更新し、郵送します。

【未申告等により、所得状況等の確認ができない場合は、受給券の交付ができません。】

💡 こんなときは、お申し出ください

＊受給券が届く前や受給券が使用できない医療機関等で医療費を支払った場合

申請後、受給券が郵送されるまでの間に支払った医療費や、受給券が使用できない県外の医療機関等で支払った医療費については、「子ども医療費支給申請」（払い戻し）手続きが必要です。

◆申請期間：医療機関に医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内

＜必要なもの＞①子ども医療費助成受給券

- ②子どもの加入健康保険被保険者証
- ③医療機関の領収書（又は計算書）
- ④個人番号のわかるもの（通知カード 等）
- ⑤申請者の本人確認ができるもの（運転免許証 等）
- ⑥預金通帳等振込先口座のわかるもの
- ⑦他の制度で給付を受けた場合はその証明書
- ⑧印鑑

＊変更がある場合

住所や加入している健康保険、氏名、保護者等に変更があった場合は、「子ども医療変更届」が必要です。



【お問い合わせ先：保健福祉課 保健事業班 Tel 0470-68-6717】

低体重児出生届.....

出生時の体重が2,500g未満のお子さんは届出が必要となります。

◆対象者：出生時の体重が2,500g未満のお子さん

＜必要なもの＞①産婦の個人番号がわかるもの（通知カード 等）
②届出者の本人確認ができるもの（運転免許証 等）

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 Tel0470-68-6717】

妊婦一般健康診査償還払い.....

里帰り出産等により、千葉県外の病院と契約できずに妊婦健康診査を受診された場合は申請することができます。

◆対象者：千葉県外の病院で妊婦健康診査を受診された方（病院と未契約の場合）

＜必要なもの＞①母子健康手帳
②使用しなかった妊婦健康診査受診票（母子健康手帳 別冊）
③医療機関の領収書
④申請者の振込み口座

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 Tel0470-68-6717】

紙おむつ用ごみ袋支給事業.....

紙おむつ等を日常的に使用する乳児のご家庭に御宿町家庭ごみ指定袋(可燃ごみ用)を配布します。

◆対象者：乳児（満1歳に満たない児童）

【お問い合わせ：保健福祉課 福祉係 Tel0470-68-6716】

出産育児祝金.....

出産に対して、保護者へ祝金10万円を支給します。

◆対象者：出産した者またはその配偶者のいずれかで、出生日において御宿町に住民登録があり、
現に町内に居住している者で、次の①②のいずれかに該当するもの。
①出生日において、引き続き1年以上前から住民登録がある者
②①以外の者で、出生日から引き続き1年以上住民登録がある者

＜必要なもの＞①印鑑 ②申請者の振込み口座

【お問い合わせ先：保健福祉課 福祉係 Tel0470-68-6716】

児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、中学校 3 年生までのお子さんを養育している方に支給します。

◆児童手当の額・支払月

*支給額：月額 1 人あたり

年齢区分	月額（所得制限未満の方）	月額（所得制限以上の方）
3 歳未満 （3 歳の誕生日月まで）	15,000 円	5,000 円
3 歳以上小学校修了前まで （第 1 子・第 2 子）	10,000 円	
3 歳以上小学校修了前まで （第 3 子以降 ※）	15,000 円	
中学生	10,000 円	

※第 3 子以降とは高校卒業までの養育をしている児童のうち、3 番目以降をいいます。

*支払月：6 月、10 月、2 月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◆申請手続き

税務住民課への出生や転入の手続きがすんだら、保健福祉課（公務員の方は勤務先）で手続きをしてください。申請した翌月から支給されますので、忘れずに申請してください。

《必要なもの》①印鑑

- ②健康保険被保険者証（厚生年金等加入者）
- ③申請者名義の預金通帳
- ④申請者と配偶者の個人番号がわかるもの（通知カード 等）
- ⑤申請者の本人確認ができるもの（運転免許証 等）



こんなときは、お申し出ください

- * 受給者が他の市町村に転出したとき
- * 出生などにより支給対象となる児童が増えたとき
- * 児童を養育しなくなった等により支給対象となる児童が減ったとき
- * 受給者の方が公務員になったとき
- * 受給者が御宿町のなかで住所が変わったとき、又は養育している児童の住所が変わったとき
- * 受給者又は児童の氏名が変わったとき

【お問い合わせ先：保健福祉課 福祉係 TEL0470-68-6716】

2. 出産後の相談

🌸 新生児・乳児・産婦訪問

お母さんと赤ちゃんが健康に過ごせるように保健師が訪問にて赤ちゃんの計測・相談に応じます。予防接種についても訪問時説明します。

◆対象者：出生後、概ね4か月までの新生児・乳児・産婦

◆提出するもの：出生通知書（母子健康手帳 別冊に綴られています。）



こんなときは、お申し出ください

***里帰り先で訪問を希望する場合**

里帰り先の市町村で訪問が可能か確認しますので、ご連絡ください。

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 TEL0470-68-6717】

🌸 産後ケア事業

出産後のお母さんと赤ちゃんに対して心身のケアや育児のサポート等を行い、退院後も安心して自宅で生活できるよう支援します。

◆対象者：御宿町に住民登録がある産後12ヶ月未満の産婦とその乳児で、産後に心身の不調又は授乳や育児に不安がある方、又は家族等から産後の支援が受けられない方。
※母子ともに医療行為の必要がなく、感染症にかかっていない方が対象です。

◆申請時期：妊娠32週以降

◆サービス内容

*アウトリーチ型：委託医療機関の助産師が自宅を訪問し、お母さんの心身のケアや授乳指導、育児サポート等の支援を行います。

- ・利用回数 産後4ヶ月未満の間に3回まで利用できます。
- ・利用料 一部自己負担あり ※生活保護世帯は無料

*デイサービス型：委託医療機関の産後ケア施設で、個別又は集団でお母さんの心身のケアや授乳指導、育児のサポート等の支援を行います。

- ・利用回数 産後12ヶ月未満の間に14回まで利用できます。
- ・利用料 一部自己負担あり ※生活保護世帯は無料

※アウトリーチ型・デイサービス型合わせて14回まで利用できます。

《必要なもの》母子健康手帳



⚠️ ご注意!!!

申請後、利用券を発行・送付までに1週間程度かかりますので、出生後すぐに利用予定の方は早めの申請をお願いします。



【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 TEL0470-68-6717】

第3章 子どもの健康



1. 健康診査

お子さんが健やかに成長するため、以下の健康診査を行っています。

種別	対象者	内容	実施場所
乳児一般健康診査 (医療機関委託)	生後3～6か月、 生後9～11か月 のお子さん	身体測定、内科健診、乳児相談等 母子手帳別冊の「医療機関委託 乳児一般健康診査受診票」を 用いて、医療機関で健康診査を 受けることができます。	契約医療機関
1歳6か月児 健康診査 (※1)	1歳6か月～ 2歳未満の お子さん	身体測定、内科健診、歯科健診、 歯科相談、栄養相談、保健相談、 心理相談、育児相談を行います。	役場 (大会議室)
2歳児歯科健康診査 及び フッ化物歯面塗布事業 (歯科医療機関委託) (※2)	2歳～3歳未満 のお子さん	歯科健診、フッ化物歯面塗布、 歯科指導を行います。	町内 歯科医療機関
3歳児健康診査 (※1)	3歳～4歳未満 のお子さん	1歳6か月児健康診査と同様の 内容及び尿検査、ご家庭にて 視力・聴力検査を行います。	役場 (大会議室)

※1 1歳6か月・3歳児健康診査の対象者には、個別にお知らせします。

※2 実施回数は2回です。

詳細につきましては、1歳6か月児健康診査又は個別通知にてお知らせします。

2. 相談・教室

子育てをしていく中で、成長に喜びを感じる反面、様々な疑問や不安が尽きないと思います。
そのような不安や疑問に関して、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・言語聴覚士が応えます。

🌸 子育て相談

◆対象者：妊婦・児童・保護者・家族 等

◆内容：保健師・栄養士等による個別相談

◆方法：◎メール相談

相談専用アドレス：health-c@town-onjuku.jp

もしくは QRコード



◎電話相談

0470-68-6717 (直通)

◎来所相談 (事前予約制)

乳幼児相談

子育てを行っている中でちょっとした不安や疑問に保健師・栄養士が応えます。
また、同じ年代の赤ちゃんを持つお母さん同士の交流の場としてもご利用ください。

- ◆対象者：御宿にお住まいの乳幼児とご家族の方
※令和元年度より、対象年齢が3歳頃までとなりました。



- ◆実施場所：おんじゅく認定こども園（子育て支援センター）

- ◆内容：身体測定（身長・体重）
保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談
※生後4～5か月を目安に、離乳食のすすめ方・注意点等について、
個別に説明します。
ブックスタート（初めて参加される方に絵本をプレゼントします）

- ◆時間：13：30～15：00（受付）

- ◆日程：毎月第2火曜日（※5月は第2木曜日）

令和3年 4月13日（火）	10月12日（火）
5月13日（木）※	11月 9日（火）
6月 8日（火）	12月14日（火）
7月13日（火）	令和3年 1月11日（火）
8月10日（火）	2月 8日（火）
9月14日（火）	3月 8日（火）

生後4か月・7か月・12か月児には、
個別にお知らせしています。



【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 TEL0470-68-6717】

歯科教室

歯科衛生士によるお子さんの歯に関する教室を開催しています。
幼児・小学生・中学生を対象に実施します。詳細につきましては、対象者へ個別に
お知らせします。

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 TEL0470-68-6717】

つくしくらぶ

言葉の遅れや落ち着きがない等、発育発達に不安のあるお子さんとその保護者に対して、専門職（臨床発達心理士・言語聴覚士）による個別相談を行います。

◆対象者：児童・保護者・家族 等

◆実施場所：おんじゅく認定こども園（子育て支援センター）

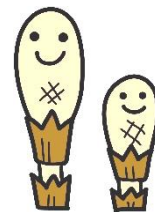
◆内容：臨床発達心理士による発育発達が気になるお子さんへの接し方、子育て中に感じる困ったこと・心配事に対する相談、教育等に関する相談、言語聴覚士による言葉の遅れや発音等に関する相談

◆日程：毎月第4木曜日

令和3年 4月22日（木）	10月28日（木）
5月27日（木）	11月25日（木）
6月24日（火）	12月23日（木）
7月29日（木）	令和4年 1月27日（木）
8月26日（木）	2月24日（木）
9月30日（木）	3月24日（木）

◆時間：13：30～15：30（予約制）

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 Tel0470-68-6717】



夷隅特別支援学校の相談事業 —なののはな相談室—

御宿町の管轄支援学校である夷隅特別支援学校で、特別な教育的支援が必要だと思われるお子さんの養育や就学等に関する相談をお受けしています。

◆対象者：児童、保護者 等

◆内容：就学相談を含めた教育等に関する相談

◆電話番号：0470-86-4111

◆相談受付時間：9：00～16：30



【お問い合わせ先：千葉県立夷隅特別支援学校 Tel0470-86-4111】

3. 予防接種



定期予防接種

予防接種法に基づく、定期予防接種を実施しています。

種別	目的	対象者	回数
ロタウイルス	重症胃腸炎の予防	ロタテック 生後2か月～生後32週	3回
		ロタリックス 生後2か月～生後24週	2回
Hib（ヒブ）	化膿性髄膜炎、敗血症、 喉頭蓋炎の予防	生後2か月～5歳未満	初回3回 追加1回
小児の 肺炎球菌	化膿性髄膜炎、敗血症、 肺炎、中耳炎、 副鼻腔炎の予防	生後2か月～5歳未満	初回3回 追加1回
B型肝炎	B型肝炎の予防	1歳未満	3回
4種混合 （DPT-IPV） （※1）	ジフテリア、百日咳、 破傷風、小児麻痺 の予防	生後3か月～7歳6か月未満	1期初回3回 追加1回
BCG	結核の予防	1歳未満	1回
麻しん風しん 混合（MR）	麻しん（はしか）・ 風しん（三日はしか） の予防	I期：1歳～2歳未満	1回
		II期：5歳以上7歳未満で就学前 1年間から就学始期に 達するまで	1回
水痘 （水ぼうそう）	水痘（水ぼうそう） の予防	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎 （※2）	日本脳炎の予防	I期：生後6か月～7歳6か月未満	1期初回2回 追加1回
		II期：9歳～13歳未満	1回
2種混合 （DT）	ジフテリア、破傷風 の予防	11歳～13歳未満	1回
ヒトパピローマ ウイルス （子宮頸がん） （※3）	HPV感染の予防	小6～高1相当の女子	3回

※1 3種混合ワクチン（DPT）、生ポリオワクチン（OPV）、単独の不活化ポリオワクチン（IPV）の予防接種が完了していない方は、保健福祉課保健予防係へご連絡ください。残りの予防接種方法についてご説明します。

※2 日本脳炎予防接種の重い副反応事例により、平成17年から日本脳炎の接種案内を控えていました。その後新たなワクチンが開発され、平成21年より日本脳炎の予防接種を受けられるようになっていました。平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、6か月～20歳未満の間、いつでも日本脳炎の定期予防接種を受けることができることになりましたので、接種が完了していない方は保健福祉課保健予防係へご連絡ください。

※3 子宮頸がん予防ワクチンの接種において、一部の被接種者に副反応が見られていることから、平成25年6月14日より予防接種の積極的な勧奨を差し控えることとなりました。保護者の皆様におかれましては、厚生労働省や接種医師の意見等を参考のうえ、接種については慎重にご判断くださるようお知らせします。なお、定期予防接種としての位置づけに変更はありませんので、接種を希望する場合は従来どおり無料で受けることができます。

*接種方法について

定期予防接種は、全て保護者が医療機関に直接予約をして受ける個別予防接種方式です。
 予防接種法に基づく期間・回数に注意し、医療機関にて予防接種を受けるようにしましょう。

◆予防接種予診票（予防接種のつづり）

- *就学前までは新生児訪問の際に交付します。就学以降は個別にお知らせします。
- *なお、転入の方につきましては、役場3階保健福祉課保健予防係窓口にて交付します。
 ≪交付の際に必要なもの≫母子健康手帳又は接種履歴のわかるもの

◆令和2年度御宿町定期予防接種の契約医療機関

*〇がついている部分が接種可能となっています。

医療機関名	いすみ医療センター	川崎病院	青葉クリニック
所在地 電話番号	いすみ市苅谷1177 TEL: 86-2311	大多喜町泉水674 TEL: 82-2008	御宿町須賀475-1 TEL: 68-7766
ロタウイルス	○	○	—
Hib（ヒブ）	○	○	○
小児の肺炎球菌	○	○	○
B型肝炎	○	○	○
4種混合（DPT-IPV）	○	○	○
不活化ポリオ（IPV）	○	○	○
BCG	○	○	○
麻しん・風しん混合（MR）	○	○	○
麻しん	○	○	○
風しん	○	○	○
水痘（水ぼうそう）	○	○	○
日本脳炎	○	○	○
2種混合（DT）	○	○	○
ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん）	○	○	○

◆上記医療機関以外での接種をご希望の方

千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度による接種となります。制度を利用する場合は、接種協力医師の確認をいたしますので、予防接種を受ける前に保健福祉課保健予防係へご連絡ください。



【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 TEL0470-68-6717】

❀ 児童インフルエンザ費用助成事業

お子さんのインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

- ◆対象者：生後6か月から18歳まで
- ◆助成範囲：令和3年10月1日から12月31日までに接種したインフルエンザ予防接種
- ◆助成額：1回につき上限2,000円
- ◆助成回数：小学生以下：2回 中学生以上：1回
- ◆助成の方法：申請に基づく償還払い
- ◆申請期間：医療機関に予防接種費用を支払った日から起算して2年以内
- ◆申請受付窓口：保健福祉課[3F] 保健予防係

《必要なもの》①接種医療機関発行の領収書
②母子健康手帳・接種済証等の接種したことが確認できる書類
（領収書で確認できる場合は不要）
③預金通帳等振込口座のわかるもの（保護者名義のもの）

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 Tel0470-68-6717】



✿ 風しん予防接種費用助成事業

先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんワクチン又は麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）の予防接種費用の一部を助成します。

◆対象者：御宿町に住所を有し、次のいずれかを満たす方

- ①妊娠を予定または希望している女性
 - ②妊娠を予定または希望している女性の配偶者または妊婦の配偶者
（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）
- ※今までに御宿町の風しん予防接種費用助成を受けたことのある方は除きます。
 ※妊娠中もしくはその可能性がある女性は接種できません。
 また、女性は接種後2ヶ月間の避妊が必要です。

◆助成について

助成対象の予防接種	助成回数	助成金額
風しんワクチン	1回	3,000円
麻しん風しん混合ワクチン（MR）		5,000円

※生活保護世帯の方は接種費用の全額を助成

◆対象期間：平成31年2月1日以降に受けたもの

◆助成の方法：申請に基づく償還払い

◆申請受付窓口：保健福祉課[3F] 保健予防係

≪必要なもの≫①接種医療機関発行の領収書

- ②接種済証等の接種したことが確認できる書類（領収書で確認できる場合は不要）
- ③風しん抗体検査結果通知書（風しんの抗体検査を受けた方のみ）
- ④申請者名義の振込口座がわかるもの

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健予防係 TEL0470-68-6717】



4. 各種助成

✿ 高校生等医療費助成事業

高校（特別支援学校高等部を含む）就学中またはその年齢相当で就労していないお子さんの医療費の一部を助成します。通院1回又は入院1日あたりの自己負担は、町民税の課税状況により、無料もしくは300円となり、調剤は無料です。

詳しくは、保健福祉課保健事業班までお問い合わせください。

◆対象となる方及び医療費

＊対象となる方：高校（特別支援学校高等部を含む）就学中の生徒、またはその年齢相当で就労していない者

＊対象となる医療費：医療保険が適用される医療費

◆助成の方法：申請に基づく償還払い

◆申請期間：医療機関に医療費を支払った日から起算して2年以内

◆必要書類等：①高校生等の加入健康保険被保険者証

②医療機関の領収書（又は計算書）

③預金通帳等振込口座のわかるもの

④他の制度で給付を受けた場合はその証明書

⑤印鑑

⑥就労していないことのわかる書類（学生証 等）



◆申請受付窓口：保健福祉課〔3F〕 保健事業班

【お問い合わせ先：保健福祉課 保健事業班 Tel0470-68-6717】

✿ 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費の一部を負担する制度です。

詳しくは、保健福祉課福祉係までお問い合わせください。

※世帯の所得税額に応じて、自己負担が生じます。

【お問い合わせ先：保健福祉課 福祉係 Tel0470-68-6716】

✿ ひとり親家庭等医療費等助成制度

18歳の年度末までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に医療費の一部を助成する制度です。

詳しくは保健福祉課福祉係にお問い合わせください。

※支給要件及び所得制限があります。

【お問い合わせ先：保健福祉課 福祉係 Tel0470-68-6716】

高校生通学定期券購入補助交付事業.....

町内から通学する高校生のいる世帯の経済的負担を軽減することで、子育て環境の向上を図ることを目的として、補助金を交付します。

- ◆対象高校等：学校教育法第1条及び第124条に規定する学校
 - ・高等学校
 - ・特別支援学校（高等部に限る）
 - ・高等専門学校（1学年から3学年に限る）
 - ・専修学校（高等課程に限る）

- ◆補助対象者：上記の学校に通学する生徒またはその保護者で、次の各号のいずれにも該当すること。
 - （1）生徒が町内に住所を有し、かつ、町内から通学している方。
 - （2）通学のために鉄道（特急及び新幹線を除く）及び路線バスの定期券を購入していること。
 - （3）当該定期券に対して他の助成を受けていないこと。
 - （4）原則として町税に滞納がない方。（世帯員を含む）

- ◆補助金額：町内から通学する高校等までの全区間の公共交通の通学定期券の6か月の定期代を基準とした1か月分の額の30%（100円未満切り捨て）に購入月数を乗じた額。

- ◆補助期間等：①購入日から6ヶ月以内に申請してください。
 - ②有効期間が在学期間を超える有効な定期券は、適用期間を日割りで算出します。
 - ③紛失等により定期券を再購入した時は、重複する期間を除きます。※定期券の有効期限後に申請いただく場合は、必ず定期券の写しをとっておくなど、十分にご注意ください。

- ◆申請受付窓口：保健福祉課[2F] 福祉係

- 《必要なもの》①御宿町高校生通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書
 - ※指定の申請様式は町ホームページからダウンロードできるほか、役場2階保健福祉課福祉介護班で配布いたします。②購入した通学定期券のコピー
 - ※鉄道と路線バスの両方の場合は、それぞれのコピー③学生証又は在学証明書など在学を証明する書類のコピー
 - ※学生証の場合は、学校名と生徒名が分かるページのコピー④申請者名義の預金通帳

【お問い合わせ先：保健福祉課 福祉係 TEL0470-68-6716】

5. 各種手当

🌸 児童扶養手当

18歳の年度末までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父または父母に代わって児童を養育している方（養育者）に県から支給されるものです。

※支給要件及び所得制限があります。

🌸 特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある20歳未満の児童を監護している父、もしくは母または父母にかわって児童を養育している方（養育者）に県から支給される手当です。

※支給要件及び所得制限があります。

🌸 障害児福祉手当

家庭で介護されている在宅の障害児に県から支給される手当です。

※支給要件及び所得制限があります。



上記手当の詳細につきましては、福祉係にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

保健福祉課[2F] 福祉係 Tel 0470-68-6716

第4章 認定こども園・病児保育

1. おんじゅく認定こども園

おんじゅく認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っています。入園には保健福祉課で手続きが必要です。

◆入園対象者

生後6か月～就学前までの保育の利用を必要とする児童（2号・3号認定）

3歳～就学前までの保育の利用を必要としない児童（1号認定）

1 号 認 定 の 児 童	対象児	町内に住所のある3歳～就学前の児童
	実施日	国民の休日及び休業日を除いた月曜日から金曜日
	実施時間	午前8時30分から午後3時30分
	休業日	・夏季休業 7月21日から8月31日まで
		・冬季休業 12月24日から翌年1月6日まで
		・春季休業 3月25日から4月4日まで
		・県民の日 (6月15日)
2 号 3 号 認 定 の 児 童	保育料	無料
	給食費	1か月 4,500円（8月は無料） ※低所得世帯、小学3年生からカウントして第3子以降は無料
	預かり保育 (1号認定)	国民の休日及び12月29日から1月3日を除いた月曜日から金曜日の 午前7時30分から午前8時30分、午後3時30分から午後7時
		長期休業中は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後3時30分
		預かり保育利用料 通常保育期間中 1時間当たり100円 長期休業期間中 1日 1,000円（給食費含む）
2 号 3 号 認 定 の 児 童	対象児	保護者及び同居の家族などが保育できないと認められる生後6ヶ月～就学前の児童 ※2号認定：3歳以上児 3号認定：3歳未満児
	実施日	国民の休日及び12月29日から翌年1月3日を除いた月曜日から土曜日 ※土曜日は希望保育となります。
	実施時間	標準時間：午前7時30分から午後6時30分 短時間：午前7時30分から午後3時30分
	保育料	2号認定：無料 3号認定：階層に応じて徴収
	給食費	2号認定：1か月 4,500円 ※低所得世帯、小学3年生からカウントして第3子以降は無料 3号認定：保育料に含む
	延長保育	標準時間：午後6時30分から午後7時 短時間：午後3時30分から午後7時 延長保育利用料：階層に応じて徴収

【お問い合わせ先：おんじゅく認定こども園 TEL0470-68-2459
保健福祉課 福祉係 TEL0470-68-6716】



2. 病児保育事業

町では子育てと就労の両立支援策として、児童が病気療養中や病気回復期にあり、かつ、保護者の勤務の都合等により自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育する病児保育事業を医療機関に委託し実施します。

◆対象者：下記の①～③のすべてに該当する児童

- ①町内に住む生後6か月から小学校6年生までの児童
- ②病気療養中や病気回復のため、集団保育等が困難な児童
- ③保護者の勤務等の都合により家庭での育児が困難な児童



◆委託医療機関

病児保育室 パウルーム	
住 所	〒299-4503 いすみ市岬町和泉1880-4 外房こどもクリニック内
定 員	1日 6人
電話番号	0470-80-2121
利用日時	7:30～18:00 月・火・水・金曜日（木・土・日・祝日休み）
予約時間	9:30～17:00 月・火・水・金曜日（木・土・日・祝日休み）
利用料金	*1日（4時間以上）……2,000円 ※昼食は持参してください。 （保育室で用意する場合の昼食とおやつは別途負担となります。） *半日……………1,000円 ※保育の必要性の認定を受けた場合は、幼児教育・保育無償化の対象となる場合があります。（認定には申請手続きが必要です）

◆ご利用手順

- 1) 事 前 登 録 : 保健福祉課福祉係又はおんじゅく認定こども園にて登録申請が必要です。
 <<登録申請に必要なもの>> 印鑑
- 2) 許可証の交付: 「御宿町病児保育事業利用登録許可証」が交付されます。
- 3) 利 用 予 約 : 利用日の前日までに病児保育室『パウルーム』に電話で予約をしてください。
 月曜日の予約は金曜日に、祝日の翌日の予約は祝日の前日までに電話をしてください。
 <<予約時間>> 利用日前日までの9:30～17:00まで
 ※定員を超えた場合、キャンセル待ちとなります。
- 4) 病児保育室「パウルーム」の利用
 : 医師の診察を受けてから、病児保育室『パウルーム』の利用となります。
 <<持ち物>> ①御宿町病児保育事業利用申請書
 ②健康保険証・子ども医療費助成受給券
 ③御宿町病児保育事業利用登録許可証
 ④印鑑
- 5) 利用料支払い: お支払いは、お迎えの際に後払いとなります。
 直接病児保育室『パウルーム』にてお支払いください。

【お問い合わせ先: 保健福祉課 福祉係 TEL0470-68-6716】

第5章 子育てのための施設等利用給付

1. 子育てのための施設等利用給付

次の認定区分の要件に該当する子どもが、新制度に移行していない幼稚園や、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用した場合、その費用が無償となります。

ただし、食材料費や行事費など一部の費用は保護者の方の負担となります。

◆認定区分について

認定区分	要件	対象となる施設・事業
新1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号・新3号認定以外の子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校等
新2号	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校
新3号	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、保育を必要とする子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税である子ども	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

◆対象となる施設・事業及び内容について

施設・事業	内容	手続き	他の施設との併用	
幼稚園 (新制度に移行していない幼稚園)	月額 25,700 円 を上限に無償化	子育てのための施設等利用給付の申請手続きが必要です。	保育の必要性の認定を受けた場合は、預かり保育との併用が可能です。	
幼稚園の預かり保育事業	月額 11,300 円 を上限に無償化		保育の必要性の認定を受けた場合は、幼稚園、認定こども園（１号認定）との併用が可能です。	
認可外保育施設	3～5歳までの子どもは月額 37,000 円まで 0歳から2歳までの子どもは 42,000 円を 上限に無償化		幼稚園以外の施設・事業については、保育の必要性の認定を受ける必要があります。	保育所、幼稚園、認定こども園との併用はできません。 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターの中での併用は可能です。（合計額で上限を超えない範囲）
一時預かり事業 (児童福祉法に基づく事業)				
病児保育事業				
ファミリー・サポート・センター事業				

※子育てのための施設等利用給付の認定・請求等の手続きについて、保健福祉課福祉係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先：保健福祉課 福祉係 TEL 0470-68-6716】

第6章 子育て支援



1. 子育て支援センター

✿ 子育て支援センター「たんぽぽ」.....

担当職員が保護者の方と一緒にお子さんの相手をしながら子育てに関する相談などに応じます。
また、親子で遊びながらお母さん同士の交流の場としても利用できます。
毎月体重や身長測定、イベントなど予定しており、子育てに関する情報提供もあります。

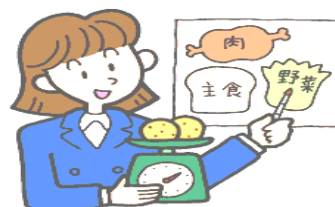
- ◆実施場所：御宿台65-1 おんじゅく認定こども園内
- ◆電話番号：0470-68-2944
- ◆対象者：御宿在住の未就園児親子、妊婦
御宿在住の祖父母等が付き添ってきた未就園児
- ◆時間： 9:30~12:00 / 13:00~16:30
※土日、祝日、お盆、年末年始はお休みです

◆活動内容（子育て支援センター）※乳幼児とその保護者が対象です。

年間行事	開催日時	年間行事	開催日時
よちよち （親子遊び・ 子育て情報交換）	毎月1回 10:30~	お話玉手箱 （子育て支援活動）	毎月1回 10:30~
たんぽぽクラブ （誕生会・発育測定）	毎月1回 10:30~	園庭開放 （こども園園庭で遊ぶ）	不定期 11:00~ 12:00

✿ 子育て支援活動「お話玉手箱」.....

- ◆時間：毎月 10:30~
- ◆場所：子育て支援センター
- ◆内容：子育てや子育て支援に関する活動を行います。



開催日	プログラム（予定）
令和3年 4月 9日	予防接種についてのお話
5月11日	園内ウォークラリー
6月 未定	乳幼児救急講習
7月 未定	サマーコンサート
8月 未定	水遊び トイレトレーニング
9月 未定	子育て講演会
10月 未定	栄養指導、給食試食体験
11月 未定	歯科指導（生後12か月頃まで）
12月 未定	クリスマス会・クリスマスコンサート
令和4年 1月 未定	こども園ごっこ（園庭で風揚げ）
2月 未定	こども園見学会 入園に向けてのお話
3月 未定	お花見会（園外）

《ご注意！！》

日程や内容等、変更となる場合があります。
毎月発行される「子育て応援だより“たんぽぽ通信”」をご確認ください。

【お問い合わせ先：

子育て支援センター
Tel 0470-68-2944
保健福祉課 福祉係
Tel 0470-68-6716】

2. 児童館

18歳未満の児童を対象とする児童厚生施設として、1か所の児童館を設置しています。御宿児童館では、幼児とその保護者や小学生を対象とした様々な事業を行っています。

◆施設概要

施設名	開館時間	休館日
御宿児童館	9:00～17:00	月・祝日・年末年始

◆活動内容（御宿児童館）※乳幼児とその保護者が対象です。

年間行事	開催日時	年間行事	開催日時
パワフル・キッズ (体を動かすことを中心としたプログラム)	毎月第4水曜日 10:30～	わくわくタイム (絵本・手遊び・体操などちょっとした遊び)	火・水・木・金曜日 11:00～
スクスク (制作を中心としたプログラム)	毎月第2木曜日 10:30～		

※小学生対象です。

年間行事	開催日時	年間行事	開催日時
つくってみよう (小学生向けの制作)	第2・第4土曜日 10:00～11:30 14:00～15:30	みんなであそぼう (小学生向け集団遊び)	毎月2回 16:20～17:00

【お問い合わせ先： 御宿児童館 TEL0470-68-4542】
保健福祉課 福祉係 TEL0470-68-6716】

3. 児童家庭相談

18歳までの子どもに関する相談を随時受付けています。誰かに相談すると気持ちが楽になることがありますので、心配なことは、なんでもご相談ください。担当者が相談を受付けます。

相談先	電話番号（直通）	相談受付時間
御宿町 保健福祉課	0470-68-6716 6717	8:30～17:15
御宿町 教育委員会	0470-68-2514	

4. 御宿町虐待等防止ネットワーク

御宿町虐待等防止ネットワークは、児童虐待等の予防と早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、関係機関と連携に基づいた援助を行うことを目的としています。

児童虐待は、子どもの成長・発達にとって悪影響を与えるばかりか、時には命に関わる深刻な問題です。いち早く発見し、手を差し伸べるために地域のみなさんの協力が求められています。たとえ親の愛情から行われたしつけであっても、結果的に子どもの心身に有害な影響を与えているとすれば虐待です。

あなたが、虐待しそうになったり虐待をしてしまったときは、ためらわずに相談しましょう。もし、あなたの周りの人が子どもを虐待しているのを見たとき、虐待ではないだろうかと感じた場合にも相談してください。

◆虐待に関する相談・通告先

御宿町役場 保健福祉課

◆相談受付時間

8時30分から17時15分 TEL0470-68-6716／6717（直通）

※緊急の場合は全国共通ダイヤル（189）または警察（110）へ。

5. その他の相談窓口

機関名	内容	電話番号	相談受付時間
厚生労働省 全国共通ダイヤル	虐待予防のための、 出産・子育て等に 関する相談 虐待の場合は、子どもの 安全確認	189 (0570-064-000)	24 時間対応
東上総児童相談所	18 歳未満の児童の あらゆる問題についての 相談	0475-27-5507	月～金 9:00～17:00
子山子ども 家庭支援センター	子ども・親子に 関わる相談	0470-63-1919	年中無休 9:00～18:00 ＊場合により 夜間対応可

《参考》

*虐待は、なぜ起こるの？

子育て中のお母さんは、みんな悩んでいます。
子どもとの関係…子どもの行動が気に入らない、発達が遅れているのでは？
生活上の様々なストレス…夫婦の不和、近所とのトラブル、経済的不安
社会的孤立…話せる友人、子どもの世話を頼める人がいない
自分自身の育ち方、親との関係についての問題 など
—こんな理由が重なって、虐待は起きます。

*子どもの虐待って？

親や親にかわる養育者が、子どもに対して行う以下の行為をいいます。

身体的虐待

『児童の体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること。』

例えば…

たたく、蹴る、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、噛む、しばる、水につける、火を押しつける、首を絞めるなど。

性的虐待

『児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。』

例えば…

性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とするなど。

ネグレクト（養育の拒否や放置）

『児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。』

例えば…

食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、学校に行かせない、危険な場所に放っておく、医者にみせない、家に閉じこめるなど。

心理的虐待

『児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。』

例えば…

子どもが見聞きできる場所でのDVや夫婦喧嘩
子どもの存在を無視する、おびえさせる、罵声をあびせる、ひどい言葉でなじる、無理強いするなど。

※「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待は禁止されています。

※通告は、国民の義務です。

相談・通告した情報が他に漏れることはありません。

